

三田市 LINE 公式アカウント「イベント情報」掲載基準

1 趣旨

この基準は、三田市 LINE 公式アカウントに掲載するイベント情報について、三田市が主催するイベント以外についても、情報発信を行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 対象となるイベント

三田市または三田市近隣地域内で開催されるイベントを対象とする。

近隣地域とは、神戸市北区北神地域、阪神北県民局管内、丹波篠山市とする。

3 掲載対象となる団体

公共団体、公共的団体、民間企業、5人以上で構成される市民活動団体・グループ、または前記の団体で構成された実行委員会など。

なお、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、対象外とする。

- (1) 政治（政党・政治団体・選挙）・宗教・思想に関する団体
- (2) 暴力団またはその構成員の統制下にある団体
- (3) 個人

4 掲載内容

- (1) イベント名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) イベントに関する事項（定員・要件など）
- (5) その他、三田市長が適当と認めたもの

5 掲載方法

市公式ホームページのイベントカレンダーに掲載することで、三田市 LINE 公式アカウントのメニュー画面からイベント情報にアクセスすることができる。なお、一定の開催規模または三田市長が認めた場合は、三田市 LINE 公式アカウントにおいて配信することができる。

【三田市 LINE 公式アカウントにおいて配信する目安】

- ・対象人数が100人以上であるなど大規模なイベントなど

6 掲載対象外となるイベント等

次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、掲載を行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動（※商品の勧誘など）

- (2) 団体の構成員相互の連絡のためのもの
- (3) スタッフ・会員募集に関するもの
- (4) 政治（政党・政治団体・選挙）・宗教・思想に関する活動
- (5) 暴力団またはその構成員の統制下にある団体の活動
- (6) 公序良俗に反するおそれのある活動
- (7) その他、三田市長が不相当と認めたもの

7 掲載の申し込み

イベント情報の掲載を希望する団体・グループなどは、「三田市 LINE 公式アカウント配信・加工依頼書」またはインターネットによる「三田市 LINE 公式アカウント用イベント情報応募フォーム」から広報担当課に申し込まなければならない。

8 その他

この基準に定めるもののほか、三田市 LINE 公式アカウントのイベント情報の掲載に関し必要な事項は、三田市長が定める。

付則

この基準は、令和3年10月19日から適用する。

付則

この基準は、令和6年11月1日から適用する。